

自己負担限度額一覧

○原則

階層区分	階層区分の基準		自己負担限度額 (患者負担割合：2割、外来+入院)		
			原則		
			一般	重症	人工呼吸器等装着
I	生活保護		0		0
II	市町村民税非課税 (世帯)	低所得Ⅰ(収入～80万円)	1,250	1,250	500
III		低所得Ⅱ(収入80万円超～)	2,500	2,500	
IV	一般所得Ⅰ：市町村民税 課税以上 7.1万円未満		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ：市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満		10,000	5,000	
VI	上位所得：市町村民税 25.1万円以上		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2 自己負担		

○経過措置

階層区分	階層区分の基準		自己負担限度額 (患者負担割合：2割、外来+入院)		
			既認定者【経過措置3年】		
			一般	現行の重症患者	人工呼吸器等装着
I	生活保護		0	0	0
II	市町村民税非課税 (世帯)	低所得Ⅰ(収入～80万円)	1,250	1,250	500
III		低所得Ⅱ(収入80万円超～)	2,500		
IV	一般所得Ⅰ：市町村民税 課税以上 7.1万円未満		2,500	2,500	
V	一般所得Ⅱ：市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満		5,000		
VI	上位所得：市町村民税 25.1万円以上		10,000		
入院時の食費			自己負担なし		

<経過措置の対象者> 平成26年12月31日まで本医療費助成の旧制度の受給資格のあった者が、平成27年1月1日から引き続き本医療費助成の新制度に移行した場合。

<経過措置期間> 平成27年1月1日から平成29年12月31日まで